

VII 資料編

野辺地町教育委員会委員名簿

氏名	役職等
横濱 秀一	委員長
野坂 幸子	委員長職務代理者
野坂 常一	委員
中村 公允	委員
淺利 能之	教育長

野辺地町教育振興基本計画検討委員会委員名簿

1. 学識経験者

氏名	役職等
吉原 有三	前小学校長、自治会長、事務評価委員長
駒井 知広	元歴史民俗資料館長

2. 教育関係者

氏名	役職等
横濱 秀一	野辺地町教育委員会 委員長
久保 孝樹	上北教育事務所 教育課長
伊藤 宏	野辺地中学校長、校長会 会長
淺利 能之	野辺地町教育委員会 教育長

3. 各種団体を代表する者

氏名	役職等
大野 昭	野辺地町体育協会 会長
四戸 充治	野辺地町連合PTA会長

野辺地町教育振興基本計画検討委員会設置要綱

平成 26 年 7 月 25 日
野辺地町教育委員会告示第 2 号

(設置)

第1条 野辺地町において、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「野辺地町教育振興基本計画」という。）を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、野辺地町教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討委員会は、検討委員会の委員（以下「検討委員」という。）10人以上をもって組織する。

2 検討委員は、次に掲げる者のうちから野辺地町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 各種団体を代表する者

(役割)

第3条 検討委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 野辺地町教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他野辺地町の教育の振興に関し必要な事項の検討に関すること。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、野辺地町教育振興基本計画の策定にかかわる事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育委員長とする。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会議を総括し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(謝金)

第8条 委員が会議に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。ただし、行政及び教育機関の職員には支給しない。

(旅費)

第9条 委員が会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。ただし、行政及び教育機関の職員には支給しない。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、検討委員会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から適用する。

【別紙】

1. 謝金（第8条関係）

野辺地町委員会等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を参考とする。

※社会教育委員 日額4,200円

4時間を超えないときは、日額の50/100（2,100円）

2. 旅費（第9条関係）

招集地までの距離が片道2キロメートル以上の委員には、車賃（バス運賃換算）を支給する。なお、車賃は、最も経済的な通常の経路・方法で旅行した場合の旅費をもって計算した額とする。

野辺地町教育振興基本計画パブリックコメント実施要綱

平成 26 年 12 月 18 日
野辺地町教育委員会告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、野辺地町教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定することに伴い、広く町民等に情報提供し、その意見を反映するためのパブリックコメント手続きを実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「パブリックコメント手続き」とは、計画の策定の過程において、計画案を公表し、町民等から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいう。

2 この要綱において「町民等」とは、当町の区域内に住所を有する個人及び法人、その他の団体をいう。

(計画案の公表)

第 3 条 計画案の公表の際には、次に掲げる事項を明確にするものとする。

- (1) 計画の案の概要
- (2) 計画の案に対する意見等の提出期間及び提出方法
- (3) 意見等の提出先及び問合せ先

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町のホームページへの掲載
- (2) 町が指定する場所での閲覧

(意見の提出)

第 4 条 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール及びその他町民等の意見が文書又は電子的記録として残るものに限る。

2 意見を提出しようとする町民等は、住所、氏名又は名称及び連絡先を明らかにしなければならない。

(個人情報の保護)

第 5 条 町教育委員会は、前条第 2 項により得た個人情報については、野辺地町個人情報保護条例（平成 16 年条例第 3 号）に従い、適切に管理しなければならない。

(意見の処理及び公表)

第6条 町教育委員会は、第4条により提出された意見について、その内容を十分に検討し、必要に応じて計画案を修正するとともに、提出された意見の概要及びこれに対する町教育委員会の考え方並びに計画案を修正したときはその内容等を取りまとめ、公表するものとする。

2 前項の公表の方法は、第3条第2項の規定を準用する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続きの実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、野辺地町教育振興基本計画を策定した日に、その効力を失う。

第2期 野辺地町教育振興基本計画策定の経過

会議等	日時・会場	会議内容等
第1回 検討委員会	平成26年9月26日（金） 16:00～16:45 中央公民館 2階 第2研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・出席者紹介 ・副委員長の指名 ・野辺地町教育振興計画（H21.3月策定）の概要説明 ・今後のスケジュール
第2回 検討委員会	平成26年10月31日（金） 15:30～17:15 役場 2階 第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、求められる教育について 学校教育
第3回 検討委員会	平成26年11月19日（水） 15:30～17:15 役場 2階 第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、求められる教育について 社会教育・スポーツ 文化財保護
第4回 検討委員会	平成26年12月18日（木） 15:30～17:15 中央公民館 2階 第2研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期 野辺地町教育振興基本計画（素案）等について
	平成27年1月5日（月）～ 平成27年1月23日（金）	パブリックコメント実施
野辺地町議会 議員説明会	平成27年1月27日（火） 9:30～11:30 役場 2階 議場	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期 野辺地町教育振興基本計画（案）について
第5回 検討委員会	平成27年2月12日（木） 15:30～16:45 中央公民館 2階 第2研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期 野辺地町教育振興基本計画（案）について ・町議員説明会の報告 ・パブリックコメントの報告
教育委員会 第11回定例会	平成27年2月18日（水） 9:30～11:30 中央公民館 2階 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期 野辺地町教育振興基本計画（案）について提案

第 2 期 野辺地町教育振興基本計画

発行日 平成 27 年 2 月

編 集 野辺地町教育委員会

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番 1

TEL 0175-64-2111 (代表)、0175-64-2119 (直通)

FAX 0175-64-4954